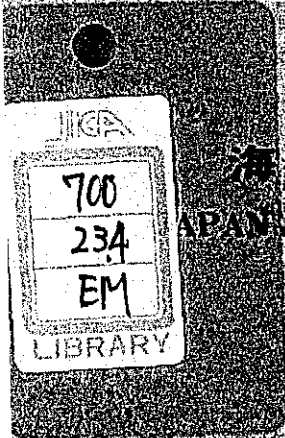




海外移住の手引



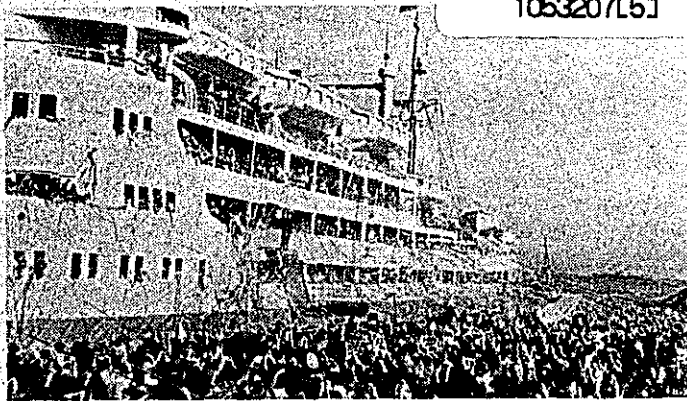
—昭和38年11月—



海外移住事業団
JAPAN EMIGRATION SERVICE

国際協力事業団

受入 月日	84. 7. 27	700
		23.4
登録No.	02788	EM



希望の船出／ 五色のテープが風に舞う —— 横浜港にて ——

目 次

1. 海外移住の歩みとその意義	2
2. 移住機構のあらまし	3
3. 移住の種別	4
4. 移住者の資格と条件	7
5. 移住者に対する援護	12
6. 移住手続	15
7. 受入国の概況	16

国別移住地分布図
 地方海外協会一覧表
 事業団在外支部一覧表
 海外移住関係刊行物目録

1. 海外移住の歩みとその意義

人類の歴史は民族の興亡、移動の歴史ともいえるであろう。世界史にみる海外移住の流れの中で、わが国は領土も狭く資源も乏しく人口過剰の環境下であって、その国民性としては開拓の精神と進取の気象に富み海外発展の理想に満ちていたことは史実の示すところである。

即ち、倭寇の海外進出、朝鮮出兵、御朱印船の活躍等まさに海外進出の機運は興らんとしたのであるが、徳川三代將軍家光による鎖国政策の断行は220年の長きに亘って洋上の孤島で太平の夢をむさぼることとなった。

この間ポルトガル、スペイン人を始めヨーロッパ人は、世界に雄飛し新天地を開拓し偉大な海外発展の成果を築きあげたのである。日本民族の海外発展は数世紀の遅れをとり漸く明治初年に至り海外移住の扉が開かれた。

次いで、明治・大正・昭和を通じ海外発展の気運は高まり昭和初年には年間約2万人の移住者を送出し北中南米への移住はめざましかった。

更に、昭和10年以降、満州、支那大陸への進出は一段と拍車をかけてすすめられたが、昭和16年（1941年）第2次世界大戦の爆發により北中南米への海外移住は全面的にストップするに至った。戦後、漸く昭和27年（1952年）なって海外移住が再開され、逐年増加の一途を通り昭和38年3月末までに54,480人を送出したが、昭和35年度をピークとして国内経済の高度成長による労働力不足に加え、ドミニカ国移住者の集団帰国等が基因して下火となるに至った。

このような背景の下に従来海外移住といえば多くは過剰人口対策

ないし農村の二・三男対策として口べらし的考え方が強かったが、国際間における移住動向を観察するとき国際協力の基本的考え方が支配的となるに至った。

去る昭和37年12月5日海外移住審議会は内閣総理大臣に答申したその冒頭において新しい移住の理念について「日本民族に海外における創造的活動の場を与え、これを通じて直接間接に国民の具有する潜在的能力をフロンティアにおいて開発し、その結果、相手国への開発協力と世界の福祉に対し貢献する」こととし、移住を単なる労働力の移動とみるべきではなくして優れた開発能力を移動させるものとみるべきことを明示している。

ここにおいて海外移住を志す人々が各々その志を遂げ個性と能力を生かすにふさわしい新天地において移住者自身の幸福と安定を築くと共に言語、風俗、習慣の異なる異質の社会にとけこみ、相手国社会の繁栄に寄与することにおいて、海外移住の意義は広く且つ高いといわねばならない。

2. 移住機構のあらまし

わが国における海外移住の機構制度は、移住の歴史と共に移り変わり第2次世界大戦以前と以後で大別される。ここにおいては戦後の機構について述べてみよう。

昭和27年移住再開以来、移住機構の再編成が強く叫ばれ昭和29年1月には財団法人日本海外協会連合会が設立され、次いで昭和30年9月には日本海外移住振興株式会社が創立され、この間外務省には移住局が設置された。一方各都道府県においては、戦前から熊本・信濃・広島等には海外協会が設けられていたが、日本海外協会連合会の発足と相前後して各都道府県に地方海外協会が設立

され、移住業務の国内第一線の役割を果たして今日に至っている。一方かねてより移住行政の一元化と移住実務機構の内外一貫体制の確立が望まれていたが、海外移住審議会の答申もあり、海外移住事業団法が制定公布され、昭和38年7月15日日本海外協会連合会及び、日本海外移住振興株式会社の業務を統合し、ここに「海外移住事業団」が設立され外務省が主務官庁となった。

海外移住事業団は東京に本部をおき必要により国内及び、国外に夫々支部を設けることとなっている。

海外移住事業団の業務は次のとおりである。

1. 海外移住に関する調査及び知識の普及
2. 移住相談及びあっせん
3. 移住者の訓練、講習並びに渡航費貸付及び、支度金等の支給
4. 移住者渡航の際の宿泊施設提供引率その他の指導援助
5. 移住者の事業、職業及び、生活一般の相談及び指導
6. 移住者定着のための福祉施設整備及び、その他の援助
7. 入植地の取得、造成、管理及び、譲渡並びに取得のあっせん
8. 移住者及びその団体に対する農業、漁業、工業等の事業資金貸付及び、事業資金借入れに係る債務の保証
9. 移住者を受入れる農業、漁業、工業その他の事業に対する移住者受入れ関係所要資金の貸付
10. その他上記の諸事業に関連する付帯事業

3. 移住の種別

移住は、業種別には農業移住と技術移住とに分けられるが送出手続きやあっせんの方法等によって計画移住と呼称移住に分類される。

4. 農業移住

農業移住は、自営開拓農、雇用農、分益農に分けられる。

(1) 自営開拓農

自営開拓農は受入国の植民地又は事業団が造成した移住地に入植するもので通常1戸当り10ヘクタール乃至50ヘクタールの土地を有償若しくは、無償で分譲をうけ当初から独立農として開拓に従事するもので、呼寄移住に比べ土地代金、営農資金などの費用が多くかかる形態であるが、未開地への新社会建設として重要な意義がある。この自営開拓農は資力もあり稼働力の多い家族程有利である。

(2) 雇用農

雇用農は、“家族雇用農”と“単身雇用農”とに分けられいづれも現地の農場主（主として日系人）に一定期間（2年～4年間）雇われて働きながら営農、言語、生活習慣等を身につけ契約期間の終了をまって逐次自営農として独立の方向に進むもので、戦前の移住者の殆んどが歩んだ道である。

雇用先農場はブラジル南部のサンパウロ州、パラナ州を中心とするコーヒー園、蔬菜、養鶏場等が最も多い、又アルゼンチンのブエノス・アイレス近郊の花卉、蔬菜栽培農園への単身雇用農の移住も増加している。

◎コチア産業組合、雇用農

コチア産業組合が、ブラジル政府の許可をうけて組合の日系人農家に雇用するもので昭和30年以來すでに2,130名を送出しているが、独身青年（満18歳以上25歳未満）、若夫婦（満18歳以上30歳未満）と家族（稼働者3人以上）移住がある。

(3) 分益農

分益農は農場主から一定の土地住宅営農資金或いは農機具等の貸与をうけ移住者は技術と労働を提供して農業を営み生産された農産物の収益から農場主が立替えた種子、肥料代等を差引き

利益を分け合うもので分益比率は、地主4割、分益者6割又は半々の場合が多い、分益農の受入地域はブラジル南部のリオ・グランデ・ド・スール州の果樹雑作や都市近郊の野菜、牧畜、養蚕の地区に多い。分益農が自作農に移る前の手段として借地農の方式もある。即ち土地は、地主から借用するが自分の責任で独立した農業を営むものである。

ロ. 技 術 移 住

技術移住は、現在ブラジル・アルゼンチン国のみで現地にある日系若しくは外国系の会社に雇用されるもので常時あっせんを行なっている。技術移住の対象となる職種は今のところ次のとおり、旋盤工・ターレット工・検査工・溶接工等36職種である。南米諸国の工業化に伴ない今後日本人技術者の進出は大いに期待されている。

No.	職 種	No.	職 種	No.	職 種
1	普通旋盤工	13	治 工 具 工	25	電気機器組立工
2	ターレット工	14	金 型 工	26	電気製図工
3	自動旋盤工	15	製 缶 工	27	テレビ修理工
4	フライス盤工	16	板 金 工	28	鉄骨組立工
5	研 削 盤 工	17	鍛 造 工	29	溶 接 工
6	プレーナー工	18	熱 処 理 工	30	自動車修理工
7	シェーパ工	19	鋳 物 工	31	メ ッ キ 工
8	ボール盤工	20	機 械 製 図 工	32	木 型 工
9	鋸 切 盤 工	21	金 型 製 図 工	33	化 学 分 析 員
10	中グリ盤工	22	検 査 工	34	電 気 技 術 者
11	機械組立工	23	モーター修理工	35	機 械 技 術 者
12	仕 上 工	24	変圧器組立工	36	建 築 技 術 者

ハ. 指名呼寄せ移住

指名呼寄せ移住は知人、その他の者を指名して雇用契約するものと、原則として下記の親族を保証状により呼寄せせる近親呼寄せとがある。近親呼寄せの対象となる近親者

- (イ) 配偶者（妻）
- (ロ) 直系尊族（親父母・両親）
- (ハ) 直系卑族（未成年の息子，未婚の娘）
- (ニ) 姉妹（未婚）
- (ホ) 呼寄人に経済的に依存している未成年者

4. 移住者の資格と条件

未知の世界に移住し自己一代の運命を開拓するのみならず子孫の代まで影響するだけに移住者の資格は最も大きな要素である。これがため如何なる苦難にも耐え得るだけの健康とたくましい開拓精神と開拓に必要な資金が必要であることは言を俟たない。移住者としての条件は、国別移住先別によって異なるが一般的条件は次のとおりである。

イ. 農業移住者

- (1) 農業者又は、農業経験を有する者であること。
- (2) 開拓意欲が旺盛であること。
- (3) 家族構成はおおむね次のとおりであること。

●ブラジル国の場合

満50歳未満の一夫婦を中心とし家族の中に満15歳以上50歳未満の稼働力が3人以上あることを原則とするが、雇用移住者の場合は経験豊かでその他の条件が十分な場合は夫婦2人でも認められる。単身者の場合は満21歳以上（コチア産組青年移住者は満18歳以上25歳未満）であること。

●パラグエイ国

一夫婦が中心でその親子兄弟で構成され稼働力が3人以上あること。ただし開拓能力が十分あると認められた場合は夫婦のみ

でも審査の上認められる。

●アルゼンチン国

一夫婦が中心で実子及び、夫婦の実父母兄弟までをもって構成された7人までの世帯でなるべく稼働力が豊富であることが望ましい。但し夫婦のみでも開拓能力が十分ありと認められた場合は考慮される。

●ボリビア国

一夫婦を中心として満15歳以上50歳未満の稼働力2人以上をふくみ、その両親及び、実子で構成されていること、原則として同伴者は認めない。

(4) 家族全員が身体強健で肉体的欠陥、悪癖のない者で次の疾病のない者。

伝染病、トラコーマ、ライ病、結核性疾患、ガン、感染期にある性病、精神病、アルコール中毒、或いは酒乱、麻薬中毒、遺伝性疾患、盲聾啞、不具廃疾、慢性胃腸障害、腺病体質、その他労働に支障ありと認められる身体機能障害。

(5) 思想堅実で犯罪及び、その他の反社会的行為をしたことのない者であること。

(6) 永住の目的で渡航するものであること。

(7) 自営開拓者は、所定の生活保証金及び営農資金の携行が出来る者であること。

(8) 自営開拓者は所定の土地購入資金の準備があること。

(9) 再渡航者でないこと（再渡航者とは昭和127年12月以降受入国より帰国し再び移住しようとする者をさす）。

(10) 指名雇用契約移住者は、十分な携行資金の準備出来る者。

ロ. 技術移住者

職種は36種に限られているが、一般的条件は次のとおりである。

(1) 経験年数

A. 技能工の場合

- (イ) 当該職種について5年以上の実務経験を有するもの。
- (ロ) 高校において当該職種に関する学科を修めて卒業した者でその後1年以上実務経験を有するもの。
- (ハ) 公立職業訓練所又は労働者が認可した事業内の訓練所で当該職種について訓練期間が3年であるものを修了したもの。
- (ニ) 公立職業訓練所又は労働省が認可した事業内の訓練所において当該職種に関し訓練期間が2年であるものを修了し、その後1年以上の実務経験を有するもの。
- (ホ) 公立職業訓練所又は労働省が認可した事業内の訓練所において訓練期間が1年又は1,800時間であるものを修了し、その後2年以上の実務経験を有するもの。

3. 技術者の場合

- (イ) 短期大学において当該職種に関する学科を修了した者で、その後3年以上の実務経験を有するもの。
- (ロ) 大学において当該職種に関する学科を修了した者で、その後1年以上の実務経験を有するもの。
- (2) 身体強健で入国法規の定める病氣及び、身体的欠陥のないもの。
- (3) 犯罪その他反社会的行為をしたことのないもの。

工業技術移住職業訓練生

1. 目 的

工業技術者として海外（ブラジルその他南米諸国）に移住を希望する方々に、6ヵ月間現地技能者として必要な知識技能を修得させ移住を容易にすることを目的とする。

2. 募集訓練職種及び人員

職 種 名	訓練期間	募集人員	訓 練 内 容
機械工 (旋盤工, フライス盤工, ポール盤工)	6 カ月	15 名	外国語, 国際教養, 機械電気工学大意, 工作法, 材料その他基礎的な専門学科及び実習
仕上工 (治工具仕上工, 金型仕上工, 機械組立工)	6 カ月	15 名	

3. 応募資格

- (1) 義務教育修了以上の学力を有し, 訓練職種に関し2年以上の実務経験を有するか, 又は工業高校以上卒業のもので実務経験1ヵ年以上を有するもの
- (2) 年齢は20歳以上35歳迄のもの

4. 申込方法

提出書類…入所願(健康診断書, 写真添付のこと)

申込場所…全国最寄りの公共職業安定所及び各都道府県海外協会

申 込…毎年4月と10月に募集する

5. 入 所 選 考

選考場所…秦野職業訓練所

試験科目…筆記, 実技試験及び面接

なお, 県外応募者については, 第一次として書類選考を行ない, 適格者に対しては本人に通知する。通知のあった方は上記選考日時に受験すること, なお, 選考を受けるために要する旅費, 宿泊費等は自己負担とする。

6. 合 格 発 表

秦野職業訓練所, 申込み職業安定所及び都道府県海外協会に掲示するとともに本人に通知する。

7. 特 典

- (1) 授業料は, 無料で訓練に必要な教材, 工具は貸与する。

- (2) 失業保険金受給者は、職業安定所の入所指示があれば訓練修了まで引き続き失業保険金が支給される。
- (3) 移住（就職）については、海外移住事業団があっせんする。
- (4) 渡航に必要な費用は、下記のとおり支給又は貸し付ける。
 - (イ) 渡航費……全額海外移住事業団から貸し付ける。貸付条件は10ヵ年据置き（据置期間中は無利子）、以降10ヵ年年賦徴還とする。（年3分6厘5毛）。
 - (ロ) 支度金……1名につき7,000円支給する。

8. その他

訓練生は原則として全員入寮とし、その使用料は無料である。ただし、寝具は各自持参、食費は実費で1日150円程度を必要とする。

神奈川県秦野職業訓練所
神奈川県秦野市曾屋清水窪1,210
電話（秦野）870番

5. 移住者に対する援護

海外移住は、移住者が主体性をもって自らその運命を開拓するものであり移住者の主体性をそこなわないように留意しつつ移住決意のための正しい判断の素材を与え、指導援助を通じて移住者の自立の意欲を振り起させることである。

先づ、移住相談により適切な助言を与え移住希望者の適性と受入先の適否を総合的に判定してあっせんを行ない、合格決定し政府計画移住合格者に対しては、乗船前10日間以上の移住講習会を実施する（コチア産組青年及び、アルゼンチン花卉栽培青年については約1ヵ月間実施する）。

1. 渡航前

(1) 財産の整理援助等

(イ) 農業拓植基金制度

農業者が移住する場合の財産処分について移住者から財産を取得しようとする者及び移住資金を贈与又は貸付けようとする者が、農協その他の金融機関から資金を借り入れる場合、その債務を保証するため各都道府県に農業拓植基金協会（現在34府県）が設けられている。

保証期間は10年以内で保証金額は通常30万円以内で保証料はいらない。

(ロ) 自作農維持創設資金融資制度

海外移住関係としては、農業者の相続人となるべき者が海外移住するための資金調達を容易にするため、その贈与資金として最高30万円（年利5分据置含め20ヵ年償還）が政府より融資される。

(ハ) 農林漁業経営構造改善資金融資制度

海外移住関係としては、移住者の農地等の処分を容易にするために、移住者の農地等を買取る農業者に対してその取得資金として最高80万円（年利4分5厘据置含め25ヵ年以内償還）が、農林漁業金融公庫より融資される。

(㉑) 国内開拓者の海外移住については

「過剰入植対策要綱」に基づいて移転奨励金を1戸当り30万円（国庫 $\frac{1}{2}$ 、県費 $\frac{1}{2}$ 負担）が交付される。

(㉒) 炭鉱離職者が所要の農業訓練をうけたのち移住する場合は雇用促進事業団から移住資金として約25万円（海外加算金20万円含む）が交付される。

(2) 支度費の補助

次の基準により移住者が移住あつせん所に入所した際交付される。

満12歳以上	7,000円
満3歳以上	3,500円
満3歳未満	1,750円

(3) 集結旅費補助金

渡航のため現住所から入所指定の移住あつせん所に至る通常経路による旅費（鉄道賃・船賃・バス賃）の全額を移住あつせん所に入所した際交付される。

(4) 渡航費の貸付

渡航費（例えば大人1人サントス港まで102,000円、プエノスアイレス港まで105,000円）を貸付ける（10年据置、10ヶ年平均等年賦償還年利3分6厘5毛）

(5) 事業団の渡航前融資

事業団は自営開拓移住者に対し、現地の當農に必要な農機具の購入資金、種苗肥料家畜の購入ならびに伐採山焼等の當農に必要な資金を1戸当り限度50万円を融資するが担保又は市町村長の保証が必要である。

2. 渡 航 後

(1) 現地における事業団の融資

自営農を営もうとする者に対しては、次の融資を行なう。

(イ) 長期営農資金

土地の造成及び開墾資金、永年作物の植付資金灌漑排水施設資金、家屋等の設備資金等営農に必要な長期資金を1戸当り50万円相当額を限度として融資するが、土地、建物永年作物等の担保及び保証を必要とする。

(ロ) 短期営農資金

種苗、肥料等の購入資金その他営農に必要な短期資金を1戸当り30万円相当額を限度として融資するが、収穫物等の担保及び保証を必要とする。

(ハ) 土地購入資金

自営農として独立するに必要な土地若しくは営農拡張に必要な土地購入資金として、1戸当り50万円相当額を限度として融資するが、購入しようとする土地等の担保及び保証を必要とする。

(2) コチア産業組合の独立援助

コチア産組扱の雇用移住者が、4年間の契約を満了して独立するため組合から最高30万クルセイロスを融資する（期間は1年で雇主の保証を必要とする）。

(3) 生活営農等のあっせん指導その他

外務省の在外公館が領事保護の立場から在留邦人の指導を行なうことは勿論であるが、事業団においては受入国にそれぞれ支部を設け移住者の援護指導を行なっている。

自営開拓移住地には学校、診療所、収容所、試験農場等を設け便宜を図っている。

3. 携行資金及び送金関係

(1) 移住者の携行資金

現地への携行資金は家族、单身を問わず一般には5,000米ドル相当額以内とし渡航後もこの枠内で追加送金ができるほか所要の手續をふめば5,000米ドル以上も送金できる。

(2) 親族に対する生活費

送金者1人につき年間500米ドル相当額以内の送金ができる。

(3) 親族に対する医療費

実費の範囲内で送金は許されるが取扱銀行に対し現地の医師又は病院の請求書を示すことが必要である。

(4) 小額送金(祝金・弔慰金・見舞金等)

送金者1人につき年間に50米ドル相当額以内の送金が許されるほか結婚持参金も携行できる。

6. 移住手續

1. 移住の申込

(1) 農業移住者

移住申込書 2通 戸籍謄本 2通
健康診断書 〃 渡航者調書 2通
農業従事証明書 〃 (犯罪のないことを示す誓約書) 2通
写真 2枚

(2) 技術移住者

移住申込書 4通(写真添付) 健康診断書 2通
戸籍謄本 2通

なお、所定の申込用紙は各都道府県海外協会に備付けてあり無料で交付する。

コチア産業組合扱雇用移住者とアルゼンチン国移住者の場合は多少申込書類が異っている。

2. 申込みから出発まで

- (1) 地方海外協会は申込書類をうけると面接審査の上移住適格者と認められた者を海外移住事業団へ推せんする。
- (2) 事業団は更に被推せん者を書類上審査し適格者には地方海外協会を通じ合格を通知する。コチア産業組合扱雇用移住者及びアルゼンチン花卉栽培青年については、合格前に約1ヵ月間講習を行なう。一般の移住者については適宜10~20日間にわたり講習を行なう。
- (3) 合格通知書を受領したものは、査証書類を整え旅券申請を行なう。
- (4) 乗船決定すると約1週間前に移住あっせん所(神戸又は横浜)に入所し所定の手続及び講習をうけていよいよ出発する。

7. 受入国の概況

受入国情一覧表

国名	面積	人口 (人口密度)	気候	通貨
アルゼンチン	2,778千平方K (日本の約8倍)	21,079人 (1平方K当り7.5人)	亜熱帯温帯及び亜寒帯にまたがる	ペソ
ブラジル	8,513千平方K (日本の約23倍)	75,271,000人 (1平方K当り7人)	熱帯亜熱帯及び温帯にまたがる	クルゼイロ
パラグアイ	4,067平方K (日本よりやや大きい)	1,857,000人 (1平方K当り4.5人)	亜熱性で年平均22.5度	グアラニー
ボリビア	1,098千平方K (日本の約3倍)	3,549,000人 (1平方K当り3人)	熱帯性で年平均24度	ペソ・ボリビアノ
ドミニカ	48千平方K (九州四国の大きさ)	2,698,000人 (1平方K当り56人)	熱帯海洋性	ペソ
日本	369千平方K	96,500,000人 (1平方K 216人)	温帯	円

ブラジル国

<概観>

南米大陸の東部に位置し南米大陸の約半分(47%)日本の約23倍の面積を持つ南米最大の国である。世界第一のアマゾン河は西から東に流れ、その全長は、6,240 km である。

この国は、1500年ポルトガル人ペドロ・アルバレス・カブラルがインドに向う途中発見し、その植民地となった。

国名のブラジルは、Pau Brasil (ブラジルの木) が染料色素を採る木として当時ヨーロッパで珍重されたことによる。19世紀の初めポルトガルは、フランス、スペインの攻撃をうけ王族はあげてブラジルに逃亡し、1815年ポルトガルの摂政ドン・ジョアンは、ブラジルの国王となったが、1821年に再び本国へ復帰した。然し王子ドン・ペードロは留まり、1822年サンパウロのイピランガの丘で「独立か死か」と史上劇的な叫びをあげて独立を宣言、初代皇帝となった。しかし、パラグアイ戦争による疲弊と奴隷解放に起因し革命が起こり、1889年共和国が成立今日に至っている。爾來ブラジル国は、国土開発と工業化を進め1960年4月には、ブラジリアに首都を移し南米第一の大国として着々進展しつつある。

<産業>

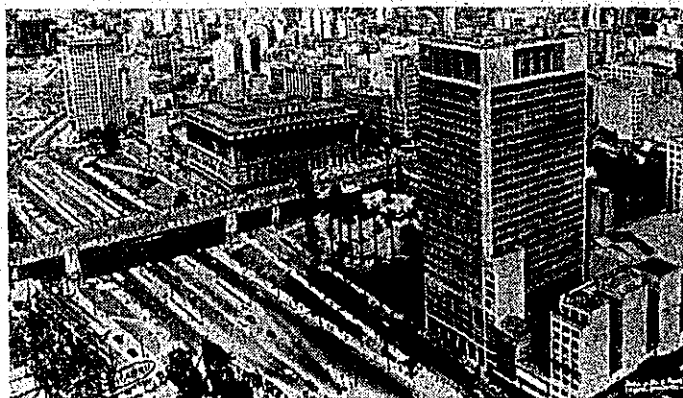
耕地面積は、全国土の僅か4%が開拓されているに過ぎない。

輸出総額の80%は農産物が占め、コーヒーは全世界の70%を産しているが、生産過剰気味である。

牧畜も盛んで、1960年現在、牛約7,400万頭、豚約5,000万頭である。鉱業は、鉄、石炭、ダイヤ、水晶、クローム、石油等の資源に恵まれているが、開発は遅れている。

埋蔵量350億トン(含有量50%以上)といわれている豊富な鉄鉱は漸く開発されつつあり、石油工業は1953年10月国営化された。

工業は、戦後、急速に近代化され、紡績業を中心に製紙、重電機、



サン・パウロ市の目抜き通り ——お茶の水橋——

自動車工業の発達に著しいものがある。

<日本との関係>

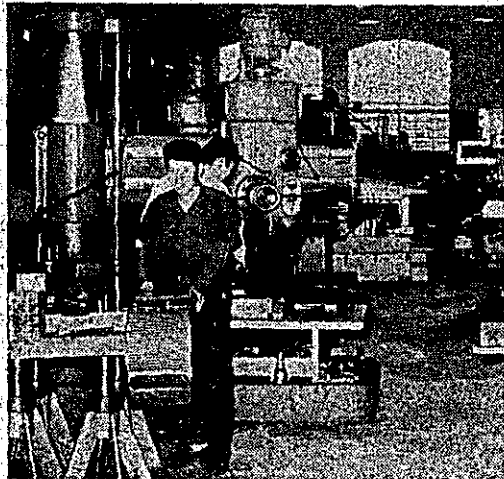
ブラジルと日本との関係は古く1895（明治28年）年の日伯通商航海条約締結に始まり、1908年（明治41年）4月、日本の移住者721名が初めて笠戸丸でブラジルに渡った。爾来50余年の歴史を持ち現在約52万人の日系人が活躍している。

その75%は農業者でアマゾンにおけるジュート及びビメンタの栽培及びゴチア産業組合（組合員8,200名）の活動などをみても明らかのようにブラジル農業に偉大な貢献をしている。又ブラジル政府の工業化推進に伴ない日本の企業進出も活発で、日本ウジミナス、東洋紡、豊和工業、石川島播磨造船等20数社に上っている。このほか政治家や学者をはじめ文化方面にも日系人の活躍はめざましい。

1963年（昭和38年）10月には日伯移住協定が発効し今後ますます日伯両国の関係が緊密化されることであろう。



コーヒー豆乾燥場で働くカマラード（人夫）



ブラジルで活躍する日本青年技術者

アルゼンチン国

<概観>

南米大陸南部の大部分を占めラ・プラタ河を中心とする平野は、アマゾン平野に次いで世界第2の広大な肥沃地帯である。またアンデス山脈の東方は広大なパンパ(大草原)で牧畜が盛んである。この国は、1516年スペイン探検隊によって発見され、以来スペインの支配下におかれたが、1810年5月反乱がおこり、1816年7月9日独立し共和国となった。

<産業>

主要産業は、牧畜と農業で牧畜は1950年以来国家管理下におかれている。1960年現在、牛約4,300万頭(世界第5位)羊約4,800万頭(世界第3位)、豚約4,000万頭等で、フェノス・アイレス市には世界最大の肉冷凍工場がある。農産物の主なものは小麦、とうもろこし、棉花、果樹等で、小麦の生産高は、世界第7位で南米全体の6割をこえている。

工業は、電力、石油、石炭の開発がおこなわれているため低調であったが近年漸次振興しつつある。

輸出総額の90%は農畜産物で、輸入品の主なものは機械類、自動車、鉄鋼、石炭等である。

<日本との関係>

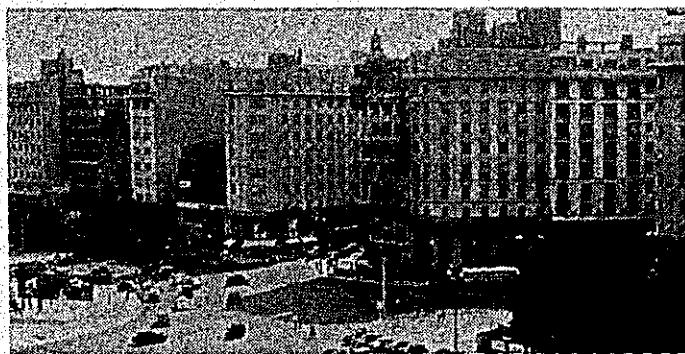
1898年(明治31年)日英修好通商条約が締結され、日本人移住者が渡航したのは日露戦争後である。

特記すべきことは、日露戦争において日本海海戦で活躍した日進、春日の両艦はアルゼンチン海軍から譲りうけたもので、当時アルゼンチン官民あげて親日的であったことを物語るものである。

現在約15,000人の日系人が居り、約半数以上が農業で、その他は都市又はその近郊で主として花作り、洗濯等に従事すると共に政

財界にも多くの成功者を出しておる。

戦後の日本人の移住は、1957年（昭和32年）1月に400家族の受入れが認められ、日本はミシオネス州ガルアペー地区（約3千町歩）を購入し、既に約80戸入植し、更にメンドサ州アンデス地区（約1,300町歩）に約80戸の受入れをすすめている。昭和36年度より工業技術移住の途も開かれた。また1961年末日ア移住協定が締結され、将来への希望は極めて明るい。



“南米のパリ”ブエノス・アイレスのオフィス街。



日本人によって初めて作られたミシオネス州の広大な紅茶畑。

パラグアイ国

<概観>

南米大陸の中部にある内陸国である。この国は、1535年スペインの植民地となったが、1811年独立し、1844年共和国となった。1864年には、ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイの3国を相手に5年にわたって戦い悲惨な敗戦を喫し、国土及び人的資源を失った。更に1870年以来ボリビアとの国境紛争が絶えず、1932年のチャコ戦争は3年に及び、国力はますます衰えたが、近年平和的な農牧国として再建に努力し、低開発国援助と相俟ち漸次発展しつつある。

<産業>

農牧国で、国民の75%が農業に従事しているが、耕地面積は、国土の1%に過ぎない。農産物は、タバコ、棉花、とうもろこし、小麦、桐油、マラ茶等である。家畜数は、牛は約450万頭で、人間1人に対し2頭の割であり、林業は多種の有用材を産出し、主な輸出品は木材、タンニン、皮革、牛肉、油脂類等で、主な輸入品は、繊維、機械類等である。

<日本との関係>

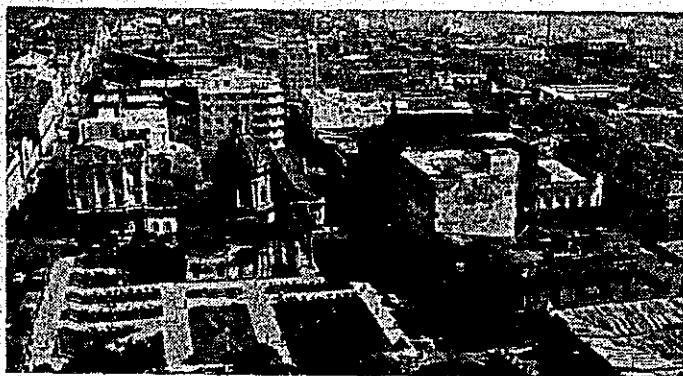
この国への日本人移住は、1936年（昭和11年）より、首都アスンシオン市の南方132kmの地点にあるラ・コルメナ移住地に数回に分れて130家族が入植し、安定した営農をすすめている。

戦後、1954（昭和29年）年チャベス地区の入植120家族が始まり、次いで、フラム移住地へ600家族が入植した。

広島県沼隈町、高知県大正町の町ぐるみ移住も、このフラム移住地である。1960（昭和35年）年アルト・パラナ地区に84,000町歩を造成し送出しているが、更に1963（昭和38年）年にはイグアス地区に87,000町歩を造成し、受入れをすすめている。

このほか、アメリカ人経営のカフェー耕地に入った137家族のコーヒー園契約移住者も既に自営農として独立している。

1956（昭和34年）年7月には、日バ移住協定が締結され、30年間に85,000人の日本人受入れが認められた。一方、わが国側からも船舶借款が提供され両国間の友好関係はますます強化されつつある。



パラグアイ国の首都 —アスンシヨンの中心街—

計画的に整備された農場 —永年作物油桐—



ボリビア国

<概観>

南米大陸の中部に位し、アンデス山脈中の内陸国で、この国は太陽の国インカ帝国の一部であったが、1539年スペインの植民地となり、1825年独立して共和国となった。

その後、相次ぐ革命及びパラグアイとのチャコ戦争により、国力は衰えたが、1952年以來、農地改革、工業開発計画がすすめられつつある。

<産業>

国民の85%は農業に従事しているが、耕作面積は国土の2%以下で、大量の食糧を輸入している。

農産物は米、麦、とうもろこし等が主なもので、近年アメリカの援助により、農業機械化が急速にすすめられている。鉱業は、錫、銅、鉛、石油等資源に恵まれているが、開発はおくれている。錫の生産は世界第2位である。

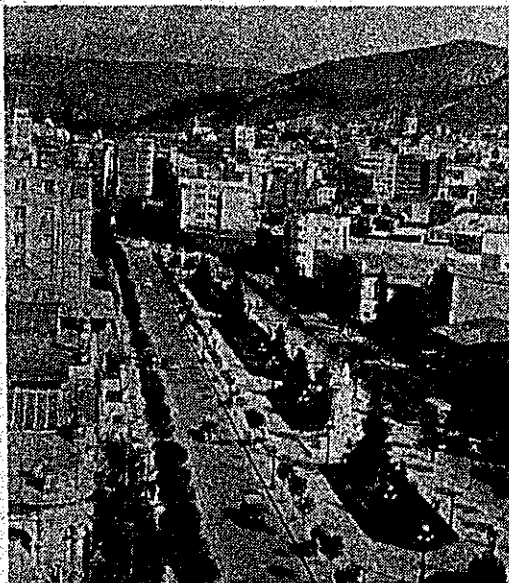
工業は、軽工業の一部を除いては、見るべきものは殆んどない。輸出品の主なものは、錫、ゴム等で輸入品は、鉄、鋼、機械、食料品等である。

<日本との関係>

この国への日本人の入国は、1916(大正5)年に始まり戦前約1,000名が渡っている。

ボリビア政府は、日本人の能力を高く評価し、1956(昭和31年)年8月、日ボ移住協定が締結され、5年間に1,000家族の受入れが認められ、現在継続されている。戦後は1955(昭和30年)年7月よりサンファン地区に集団入植し、既に約1,650人が営農に励んでいる。この移住地は、ボリビア政府から1戸当り50町歩を無償で譲りうけたものであって、入植後一時は困難な時期もあったが、

道路学校等の施設もだんだん整備されつつあり、米、とうもろこし、煙草等も生産が上がり安定しつつある。現在更に家畜の導入、永年作物の栽培と機械化農業の方向へすすめられつつある。



◀ 海拔四千米のボリビア国の首都ラ・パス市街

▼ 寄宿舎も完備されたサン・フアン移住地の中学校



ドミニカ国

<概観>

カリブ海に浮ぶサント・ドミンゴ島の東側を占め、黒人の共和国ハイチと隣接している。

1492年12月コロンブスによって発見され、スペイン領となった。17世紀に至り、スペインの衰亡に伴ないイギリス、オランダ、フランス系の海賊が跋扈し、遂にスペインとフランスは和約を結び、スペイン領（サントドミンゴ）とフランス領（ハイチ）の二つの植民地に分れ、現在のドミニカ共和国とハイチ共和国に続いている。

<産業>

農業国で砂糖は、キューバと共に主産物で、農産物が全輸出額の86%を占めている。工業はみるべきものがなく、食料品、機械類等を輸入している。

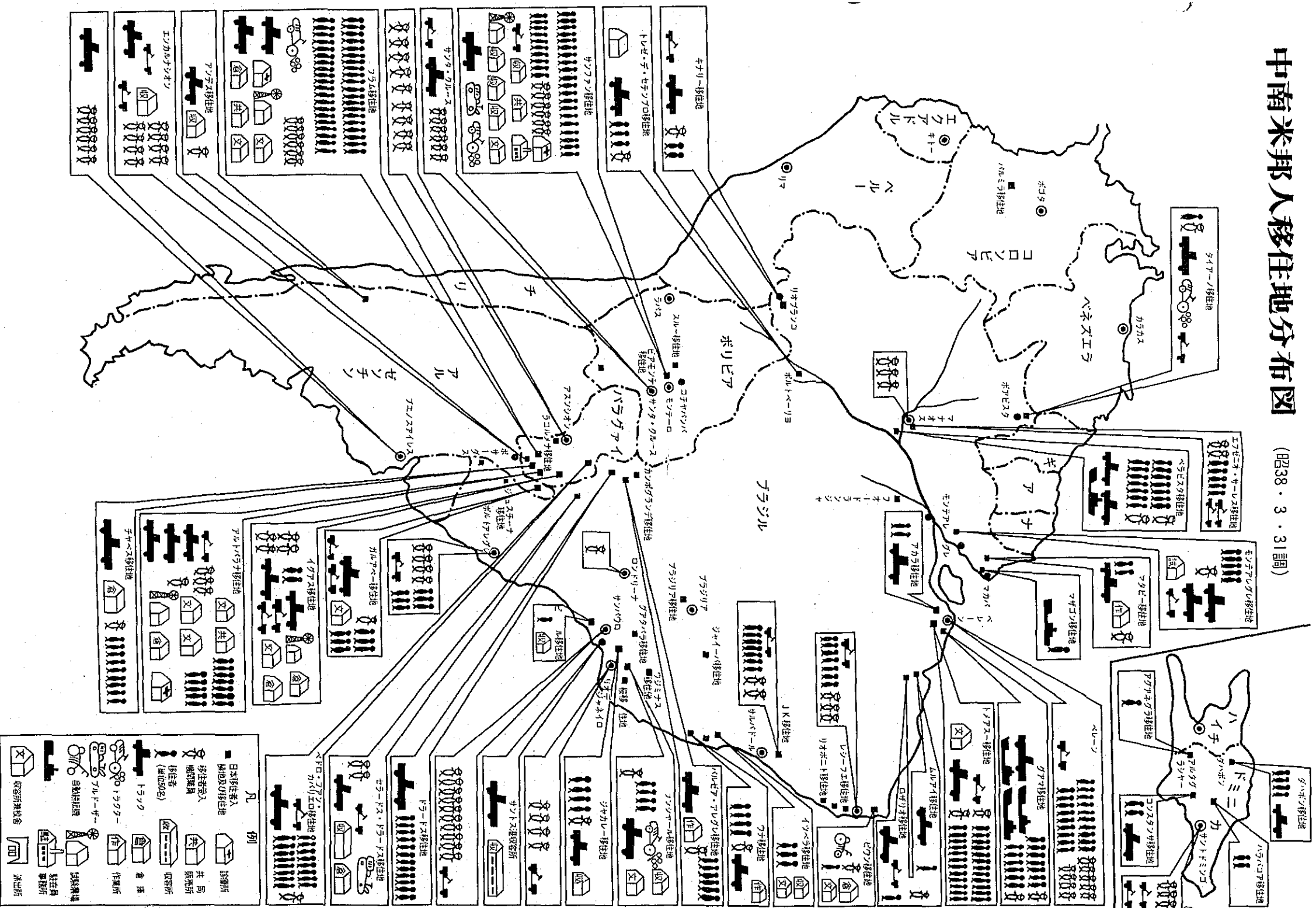
<日本との関係>

1956（昭和31年）年7月ハイチ国境近くのダハボン地区に30家族が入植したのが最初である。以後4年間に約300家族が入植し、8ヵ所に分散して、米、野菜作りに従事したが、1960年トルヒーヨ政権の没落後の政情不安と治安の混乱の中にあって、120家族600名が帰国し、更に一部は南米へ転住するに至った。

1963年3月末の在留邦人は、110家族522名で、政情の安定と相俟ち残留者は、逐次営農も安定化しつつある。

中南米邦人移住地分布図

(昭38・3・31調)



- 凡例
- 日本移住者入
 - 現地及の移住地
 - 移住者入
 - 移住者 (職名)
 - トランク
 - ブルドガー
 - 自動耕作機
 - 倉庫
 - 事務所
 - 診療所
 - 共同所
 - 収容所
 - 工場
 - 牧場
 - 学校
 - 診療所
 - 派出所
 - 収容所兼飲食

地方海外協会住所一覧表

地方海外協会名	所 在 地	主 管 名
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 新潟	北海道札幌市北3条西5丁目 青森市大字大野字長島 盛岡市丸1番地 仙台市勾当台通27 秋田市川尻八丁列1の1 山形市旗籠町の301 福島市杉妻町15 新潟市学校町通1番町	北海道庁農政課 青森県庁農政課 岩手県庁農政課 宮城県庁農業構造政課 秋田県庁農地開拓課 山形県庁農地開拓課 福島県庁農林課 新潟県庁総務部地方課
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川県 山梨 長野 静岡	水戸市北3の丸119 宇都宮市埴田町504 前橋市曲輪町2の69 群馬会館 浦和市高砂町4丁目49番地 県自治会館 千葉市市場町2番地 千代田区丸ノ内3の1 横浜市中区日本大通 甲府市橋町18 長野市大字南長野町字中下692の2 静岡市追手町251	茨城県庁拓務課 栃木県庁農地開拓課 群馬県庁文教外事課 埼玉県庁農業改良課 千葉県庁農地開拓課 東京都庁渉外部管理課 神奈川県庁渉外課 山梨県庁開墾課 長野県庁農地開拓課 静岡県庁農地計画課

東 海 北 陸 ア ロ ッ ク	富 石 岐 愛 三	山 川 卓 知 重	海外移住協会 海外協会 海外協会 海外移住協会 海外協会	富山市総曲輪1番地 金沢市広坂通2 岐阜市司町1番地 名古屋市中区南外畑町6の1 津市栄町1丁目179	富山県庁農地開拓課 石川県庁農地開拓課 岐阜県庁農政課 愛知県庁農地開拓課 三重県庁開拓植課
近 畿 グ ロ ッ ク	福 滋 京 大 兵 奈 和	井 賀 都 阪 府 良 山	海外協会 海外協会 海外協会 海外協会 海外協会 海外協会	福井市御本丸1 大津市東浦 京都市下立売通釜釜東入敷ノ内町 大阪市東区法円坂町10 神戸市生田区山本通5の1 奈良市登大路町8 和歌山市小松原通り1の1	福井県庁農業経済課 滋賀県庁農政課 京都府庁農地開拓課 大阪府庁農地課 兵庫県庁外務課 奈良県庁経済部農地課 和歌山県庁移民課
中 國 ア ロ ッ ク	鳥 島 岡 山 島 口	取 根 山 島 口	海外協会 海外協会 海外協会 海外協会 海外協会	鳥取市東町 松江市殿町1番地 岡山市内山下字中郷81-1 広島市基町 山口市大字上宇野令殿島1812の1	鳥取県庁農地開拓課 島根県庁農地開拓課 岡山県庁構造政善課 広島県庁外事課 山口県庁農政課
四 ノ ア ロ ッ ク 国 ク	徳 香 愛 高	島 川 媛 知	海外協会 海外移住協会 海外協会 海外協会	徳島市万代町1丁目 高松市八幡町の1 松山市1番町 高知市丸の内5番地	徳島県庁農地拓植課 香川県庁農地拓植課 愛媛県庁農地拓植課 高知県庁農地開拓課

九州	地方海外協会名	所在地	主 管 名
福岡	海外協会	福岡市天神町1番地	福岡県庁涉外移住課
佐賀	海外協会	佐賀市赤松町35	佐賀県庁農地開拓課
長崎	海外協会	長崎市樺島町35	長崎県庁農地開拓課
熊本	海外協会	熊本市長安寺町22番地	
大分	海外協会	大分市荷揚町1番地	大分県庁農地開拓課
宮崎	海外協会	宮崎市洞府町10	宮崎県庁農地開拓課
鹿児島	海外協会	鹿児島市山下町68	鹿児島県庁農地開拓課
琉球	海外移住公社	沖縄那覇市美栄橋町1の12 (工業商厦ビル)	

海外移住事業団事務所一覧表

名 称	所 在 地
本 部	東 京 都
代 表 部	ブラジル国 グワナバラ州リオ・デ・ジャネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
(Sede de Representante Geral)	
リオ・デ・ジャネイロ支部	ブラジル国, グワナバラ州リオ・デ・ジャネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
(Casa Filial em Rio de Janeiro)	

サン・パウロ支部 (Casa Filial em São Paulo)	ブラジル国 サン・パウロ州サン・パウロ (São Paulo, Estado de São Paulo, Brasil)
ベレーン支部 (Casa Filial em Belem)	ブラジル国 パラ州ベレーン (Belem, Estado de Para, Brasil)
レシーフェ支部 (Casa Filial em Recife)	ブラジル国 ペルナンブゴ州レシーフェ (Recife, Estado de Pernambuco, Brasil)
ポルト・アレグレ支部 (Casa Filial em Porto Alegre)	ブラジル国 リオ・グランデ・ド・スール州ポルト・アレグレ (Porto Alegre, Estado de Rio Grande do Sul, Brasil)
アスンシオン支部 (Sucursal en Asuncion)	パラグアイ国 アスンシオン (Asuncion, Paraguay)
ブエノス・アイレス支部 (Sucursal en Buenos Aires)	アルゼンチン国 ブエノス・アイレス (Buenos Aires, Argentina)
サンタ・クルーズ支部 (Sucursal en Santa Cruz)	ボリビア国 サンタ・クルーズ (Santa Cruz, Bolivia)
サント・ドミンゴ支部 (Sucursal en Santo Domingo)	ドミニカ国 サント・ドミンゴ (Santo Domingo, Republica Dominicana)
サン・フランシスコ支部 (San Francisco Branch)	アメリカ合衆国 サン・フランシスコ (San Francisco, California, U.S.A.)

参考図書一覧表

書籍名	著者	発行所	価格
ブラジル	本間剛夫	立川図書	280
南米の旅	村上喜一	新紀元社	290
広い天地へ	岸本丘陽	アマゾン会出版部	300
ブラジルの風味	佐藤常藏	日本貿易出版	450
ブラジル日記	酒井繁一	河出書房	300
ブラジル案内	〃	日伯出版社	180
南米四巡	永田 稠	日本力行会	300
ブラジル風物記	佐藤常藏	帝国書院	450
ブラジル案内	サンパウロ新聞社	サンパウロ新聞社	180
中南米の研究	世界経済調査会	世界経済調査会	500
後進国開発の研究	〃	〃	350
南米に農牧三十年	伊藤清藏	宮越太陽堂	450
ブラジル同胞活躍の姿	池田重二	日伯文化出版社	320
ブラジル移民五十年	入江寅次	松沢書叢	120
アマゾンの自然と社会	多田文男	東大出版部	800
ラテン・アメリカ事典	日伯中央協会	日伯中央協会	400
かさど丸	内田勝男	日本移民五十年祭委	200
物故先駆者列伝	日本移民五十年祭委	〃	300
新しい移住地をさぐる	本間剛夫 共 小林大豊	文教書院	200
ブラジルにおける日本人発展史	上下 同史刊行会	〃	1,070
移住ハンドブック	海外移住事業団	海外移住事業団	100

書 籍 名	著 者	発 行 所	価 格
明日の国パラグアイ	海外移住事業団	海外移住事業団	100
アルゼンチンは招く	〃	〃	100
南米精園	〃	〃	100
移住読本	上 下	〃	各 200
海外移住便覧 (ブラジル南部編)	〃	〃	280
ブラジル移民の手引	コチア産業組合	家の光協会	180
海外農業移住	全拓連	全拓連	150
ブラジル一般事情	KK日本ウジミ ナス	KK日本ウジミ ナス	200
ブラジル経済発展計画	ラテン・アメリ カ協会	ラテン・アメリ カ協会	120
ブラジルの工業(1)	〃	〃	150
〃 (2)	〃	〃	200
投資市場としてのポリビ ア国の有望性	〃	〃	80
ブラジル・サン・パウロ 州の養鳥	〃	〃	150
西和辞典	高橋正武	白水社	1,200
西和小辞典	〃	〃	600
実用スペイン語会話	笠井鎮夫	大学書林	280
スペイン語四週間	〃	〃	450
最新葡和辞典	屋 誠		780
最新和葡辞典	〃		800
実用ブラジル語会話	海本徹雄	大学書林	400
ポルトガル語四週間	星 誠	〃	450
ブラジル語会話	友田金三	友田事務所	400

